

宮本周司後援会『宮本しゅうじを支える会』規約

第一条（名称・所在地）

本会は『宮本しゅうじを支える会』と称し、主たる事務所を金沢市内に置く

第二条（目的）

本会は、宮本周司の政治活動を支援するとともに、地域経済の発展を図ることを目的とする

第三条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う

1. 宮本周司の政治活動を支援するための各種事業
2. 日本国と郷土 石川県の成長発展に寄与する各種事業
3. 地域産業や中小企業・小規模事業者の持続的発展に資する各種事業
4. 会員相互の親睦のため、必要と認める各種事業
5. その他目的達成のため、必要と認める各種事業

第四条（会員資格及び資格の喪失）

1. 会員は、本会の目的に賛同し、通常会費（寄附金）を納入の上、役員会に於いて入会の承認を受けた個人・団体・企業とする
2. 会員からの退会申し入れ、又は役員会により退会勧告のあった会員は資格を失う

第五条（会費）

1. 本会の会費は寄附金とする
2. 通常会費（寄附金）は、一口月額 5,000 円（年額 60,000 円）とする
3. 臨時会費はその都度決定する

第六条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 7 月 1 日より翌 6 月 30 日までの 1 ヶ年とする

第七条（役員・役員会）

1. 本会には、会長、副会長、事務局長、その他の役員を置く
2. 会長は総会で決定し、その他の役員は会長が指名する
3. 会長は本会を代表し、他の役員は会長を補佐する
4. 役員会は、会長の招集により随時開催する

第八条（総会）

1. 総会は、会員で構成し、役員決定その他の重要事項を扱う
2. 定期総会は、年 1 回とし、臨時総会は必要に応じて会長が招集する
3. 総会での議事は、出席会員の過半数の同意をもって行う

第九条（事務局）

本会の事務局は「宮本周司事務所」内に置く